

## 紙おむつ支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人豊明市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が市内に住所を有する寝たきりの在宅老人、および寝たきりの在宅重度心身障害（児）者に対し、紙おむつを給付することにより、日常生活の便宜を図り、介護者の負担を軽減することを目的とする。

### (対象者)

第2条 給付の対象となる者は、次のとおりとし、いずれも市内に居住する在宅の市民で、世帯の生計中心者の年間市県民税額が40万円以下の世帯を対象とする。

- (1) 65歳以上の老人で、3か月以上寝たきりの状態にあるもの
- (2) 心身に障害があり、寝たきりの状態と認められるもの

### (申請)

第3条 紙おむつの支給を受けようとする者は、紙おむつ購入券交付（継続）申請書（様式第1号）及び最新の市県民税課税証明書を民生委員を通じて会長に提出し、以後、継続して支給を希望する場合は、毎年3月1日から同年3月31日までに継続申請をするものとする。

### (決定)

第4条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに紙おむつ支給の可否を決定し、その結果を紙おむつ交付（継続）決定通知書（様式第2号）又は紙おむつ交付（継続）却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

### (給付内容)

第5条 紙おむつの支給方法は、会長が指定した事業者において、紙おむつを購入することができる豊明市社会福祉協議会紙おむつ購入券（以下「購入券」という。）を交付することによる。

2 購入券については、1枚2,000円とし、1か月当たり1枚を申請日の翌月から申請日の属する年度末までの各月分を交付する。

3 購入券は、予算の範囲内で支給するものとする。

(再交付の制限)

第6条 購入券は、再交付しないものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 購入券は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(購入券の返還)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、購入券の一部又は全部の返還を命ずることができる。

一 死亡したとき。

二 2条の規定に該当しなくなったとき。

三 購入券を他人に使用させたと認められるとき。

四 偽りその他不正な手段により、購入券の交付を受けたと認められるとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成2年2月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。